

大津市建設工事等受注希望型指名競争入札実施要領

1 趣旨

この要領は、建設工事及び設計業務の公正な競争を促進し適正な施工の確保を図るために実施する受注希望型指名競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象業者

- (1) 建設工事の受注希望型指名競争入札の対象となる業者（以下「対象業者」という。）は、市内業者（本社又は本店の所在地が大津市内である者をいう。以下同じ。）とし、当該工事が大規模工事に該当する場合にあっては、市外業者（本社又は本店の所在地が大津市外である者をいう。以下同じ。）も対象とすることができる。
- (2) 設計業務の受注希望型指名競争入札の対象業者は、市内業者とする。

3 対象工事及び対象設計業務

- (1) 受注希望型指名競争入札の対象となる建設工事は、設計金額が200万円を超え10億円未満のもので、別に設ける発注基準に定める業種に係るものとする。
ただし、市内業者において施工が困難であると判断される工事については対象外とする。
- (2) 受注希望型指名競争入札の対象となる設計業務は、設計金額が100万円を超え1000万円未満のもので、別に設ける発注基準に定める業種に係るものとする。
ただし、市内業者において競争性の確保又は履行が困難であると判断される業務については対象外とする。

4 手続き

(1) 入札参加希望者の募集

発注工事又は発注設計業務に関する内容を記載した入札案内の公表を行い、当該工事に係る入札参加希望者を募集するものとし、募集は、原則として毎週水曜日に行う。

公表の方法は、大津市総務部契約検査課における閲覧及び入札情報公開システムへの掲載等によるものとする。

(2) 入札参加申込書の受付

入札に参加を希望する者から入札参加申込書による申し込みを受け付けるものとし、受付期間は、原則として募集日から翌週火曜日までとする。

(3) 指名の通知

入札参加申込書を受け付けた者について参加資格の審査を行った後、資格を有する者に対し指名の通知を行うものとする。

なお、参加資格を有しない場合は、非指名の通知を行うものとする。

(4) 発注の中止

参加資格の審査の結果、指名をする者が3名未満となる場合は当該工事又は当該設計業務の発注は中止するものとする。

発注を中止した場合は、当初の発注基準区分の上位区分からの追加の募集、又は、再度の募集を行うものとする。

(5) 入札の辞退

入札参加申込書を提出し指名を受けた場合であっても、入札を辞退することができる。

(6) 開札の中止

入札書の提出締切日時までに入札書を提出した者が1名以下となる場合は、当該工事又は当該設計業務の開札は執行せずに中止するものとする。

開札を中止した場合で、設計及び仕様書の変更を行わない再度の募集は、当初の発注基準区分の上位区分に対して行うものとする。

5 入札案内

(1) 入札案内の記載事項は次のとおりとする。

- ア 工事名又は委託業務名
- イ 工事場所又は委託場所
- ウ 工期又は履行期限
- エ 工事概要又は委託業務概要
- オ 入札参加業種
- カ 入札参加に必要な条件
- キ その他必要と認められる事項

(2) 設計図書は、募集日から大津市総務部契約検査課における閲覧及び入札情報公開システム（一部の業種に限る。）によるものとする。

6 入札参加申込書

入札に参加を希望する者は、当該工事又は当該設計業務に係る所定の入札参加申込書を作成し、受付期間内に市長が定める方法により提出すること。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に入札案内をする建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に入札案内を行う建設工事及び設計業務について適用する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行し、同日以後に入札案内を行う建設工事及び設計業務について適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に入札案内を行う建設工事及び設計業務について適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行し、同日以降に入札案内を行う建設工事及び設計業務について適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に入札案内を行う建設工事及び設計業務について適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に入札案内を行う建設工事及び設計業務

について適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札案内を行う建設工事及び設計業務について適用する。